

合意書

東京医科大学病院と（保険薬局名称）_____は、院外処方箋における事前同意プロトコールの運用について、下記の通り合意した。なお、保険薬局での運用においては、患者は不利益を被らないように、十分な説明の上合意を得てから行うものとする。

記

①院外処方箋に係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について

「院外処方箋事前同意プロトコール」（別紙）に挙げる事前同意による変更可能・実施例については、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

（参考：薬剤師法第 23 条）

1. 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方箋によらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。
2. 薬剤師は、処方箋に記載された医薬品につき、その処方箋を交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

②運用開始について

20 年 月 日から運用を開始する。

③合意の解除及び内容の変更について

合意の解除及び内容の変更については、必要時協議を行うこととする。

以上

（施設住所・名称・代表者）

20 年 月 日

住所：〒160-0023 東京都新宿区西新宿 6-7-1

名称：東京医科大学病院

代表者：病院長

20 年 月 日

住所：

名称：

代表者：

印